

利用者本位の暮らしが脅かされる!?

福祉用具貸与サービスの制度変更がもたらす問題

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや福祉用具に関する提案などをお伝えするシリーズの第九回は、綜合メディアカル株式会社代表取締役の酒井博人氏です。全国福祉用具専門相談員協会の理事としても活躍の酒井氏に、福祉用具をめぐるこれまでの経過と課題などについて、お話しいただきました。



酒井 博人
全国福祉用具専門相談員協会 理事

平成以降、国は少子高齢化社会の到来に備えるための中長期視点にたった対策を検討してきた。

平成元年（一九八九年）、特別養護老人ホームやデイサービス、ショートステイなどの施設整備、ホームヘルパーの養成など、高齢者・障害者に対するサービス供給体制の緊急整備を掲げた「高齢者保険福祉推進十カ年計画」が策定された。ゴールドプランである。

その後、平成四年（一九九二年）頃から、介護に関する財源を医療・年金とは別に設定することが検討され始め、翌平成五年（一九九三年）には厚生省（当時）において介護保険の導入をにらんだ具体的な施策が本格化してきたように思われる。それらは、介護の主な担い手であ

った家族の肉体的・精神的負担の軽減、膨らむ医療費の削減、福祉施策にある救済イメージの払拭、税金によるサービス提供限界の解決を目指すものであった。

平成九年（一九九七年）十二月に介護保険法案が国会を通過し、平成十二年（二〇〇〇年）四月から介護保険法が施行の運びとなった。このとき、福祉用具事業所は貸与・購入・住宅改修の供給分野に分かれた。

その後、平成四年（一九九二年）頃からは、介護に関する財源を医療・年金とは別に設定することが検討され始め、翌平成五年（一九九三年）には厚生省（当時）において介護保険の導入をにらんだ具体的な施策が本格化してきたように思われる。それらは、介護の主な担い手であ

ら利用者本位の用具選択が可能となった。布団からの立ち上がりが困難になった人や、歩行はできても公園やスーパーまで歩行を持続できない人などが、この制度によって福祉用具を有効に活用することで外出が自由になり、また、立ち上がりがスムーズになり、トイレに自力で行くことができるようになった。

福祉用具は、要介護度が上がる前に用具に慣れておくことが重要である。要支援状態の間に廊下の手すりや、特殊寝台の高さや、入浴用品などに慣れることで、事故や苦情を未然に防ぐことができるのではないかと。ところが、平成十八年（二〇〇六年）、我々福祉用具貸与事業所に激震が走った。要介護1までの利用者には特殊寝台や車いすの使用が認めら

れなくなったのである。また、特殊寝台や車いすなどは医者の意見書がなければ使用できないことになった。

これに伴い、要介護1までの利用者約三十万人の特殊寝台を引き上げなければならぬ事態に陥った。利用者を使用している寝台を引き上げるのである。「おたくはなんと、むごい会社だな」と叱られたことも数え切れない。「国は利用者の声が聞こえてこない」という批判をよく耳にするが、「高齢者の声が届かない」では済まされないのではないかと。

次期の制度改正が平成二十四年（二〇一二年）と言われているが、介護保険導入当初の理念に立ち戻り、必要ときに必要な用具が利用できる利用者本位の制度の実現を推進すべきではなからうか。